

小型クローラクレーン（キャタピラ車）の使用について [試行]

令和7年6月15日修正

かねてから要望のあった小型クローラクレーン（キャタピラ車、以下「クレーン」という。）について、下記の条件のもとに、クレーンの使用を試行的に認めます。ただし、この条件が守られない場合や、墓地の損傷や墓参者からの苦情が続いた場合は、試行を中止することがあります。

記

1. クレーンを使用できる墓地の区画

普通墓地3㎡以上の大きさの区画に限る。

2. クレーンの規模

墓参道は幅員が1mで芝生が張ってあるため、使用できるクレーンの大きさを次のように制限する。

車幅70cm以下・車体重量1.5トン以下・キャタピラはゴム製のもの

3. クレーンの作業内容

クレーンの作業内容は、石の積み下ろし及び設置に限る。石の運搬具としては使用できない。石の運搬は台車、小型クローラ運搬車で行うこと。

4. クレーンの使用可能日及び時間

クレーン作業は、平日（土・日曜日及び祝日並びにお盆・お彼岸のほか指定する日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

5. 「小型クローラクレーン使用届」の提出

クレーンを用いて施工するものは、原則、工事施工前日までに「小型クローラクレーン使用届」を名古屋市みどりが丘公園事務所（以下「公園事務所」という。）に提出すること。

6. 施工業者による工事着手前の調査

墓石工事の施工業者は工事着手前にクレーンの運行経路と工事場所の既設墓石・墓参道・縁石・平板等の状況を調査すること。

既設墓石等に欠損などの支障が発見された場合は、公園事務所へ「現況調査報告書(任意様式)」に証拠となる写真を添付し報告を行い、必ず工事着手前に公園事務所の立会及び確認を受けること。

7. 墓参などの来園者等の安全確保

クレーンの運行に際しては、墓参など来園者等の安全に十分に配慮すること。

8. 墓参道・縁石等の保護

クレーンのキャタピラとアウトリガーから墓参道・平板・縁石・墓石等を保護するため、次の処置を必ず行うこと。

- (1) 墓参道、平板舗装等にコンパネ等の道板を敷き、その上を走行すること。
- (2) キャタピラが縁石に接触したり、乗り上げたりしないように十分に注意して運転すること。
- (3) アウトリガーが他の墓地や縁石に乗らないようにセットすること。この際にアウトリガーが隣接する墓地と縁石に接触すると欠損する可能性があるため、隣接する墓石と縁石の側面に当て板をあて保護すること。さらに、アウトリガーと地面の接触部には加重を分散させるため板を敷くこと。
- (4) アウトリガーをセットした時の状況写真を撮り、公園事務所に提出にすること。

9.承認標の掲示

近接の数か所で同時期にクレーンを使用して工事が行われると、他の業者の工事の支障となるおそれがあります。そのため、クレーンを使用する工事施工前日から、使用基地の見やすい場所に「小型クローラクレーン使用承認標（以下「承認標」という。）」を掲出し周知を図ること。

なお、「承認標」は工事完了後に公園事務所に返却すること。

10.クレーン運転の資格証の携帯

クレーンの運転時において、必ずその資格証（免許証）を携帯すること。資格証の提示を求められた場合は応じること。

11.損傷を負わせた場合の補償

クレーンの使用施工において、当該工事箇所、近隣若しくは運転経路において既設の名古屋市みどりが丘公園の施設や他の区画の墓標等を損傷させた場合は、原因者が責任を持って原形復旧等を行うこと。

工事施工後に当該工事箇所若しくは、その近隣において既設の墓石等に新たな欠損などの支障が発見された場合で、明らかにクレーンの運転が原因と思われる時は、当該工事により生じたものとみなし、施工業者が必ず損害を被ったものに対し誠意をもって対処し、その損害の補償を行うこと。